
AMT/NEWSLETTER

Corporate

2025 年 8 月 21 日

移行の続出が見込まれる監査等委員会設置会社 —移行に向けたスケジュールと主な検討事項とともに—

弁護士 塚本 英巨

Contents

- I. 監査等委員会設置会社への移行が続出する見通し
- II. 監査等委員会設置会社への移行の目的の検討の重要性
- III. 移行に向けたスケジュールと移行に当たり検討すべき事項
 - 1. 移行に向けたスケジュール
 - 2. 監査等委員会設置会社への移行に当たり検討すべき事項
- IV. おわりに

I. 監査等委員会設置会社への移行が続出する見通し

東京証券取引所のプライム市場の上場会社において、2025 年 6 月の株主総会シーズンを経て、とうとう、監査等委員会設置会社の数が監査役会設置会社の数を上回った。具体的には、2025 年 7 月 14 日時点で、プライム市場の上場会社全 1,622 社のうち、監査等委員会設置会社が 779 社(48.0%、前年比+53 社)、監査役会設置会社が 761 社(46.9%、前年比-74 社)、指名委員会等設置会社が 82 社(5.1%、前年比+1 社)である(上場会社全体では、依然として、監査役会設置会社が多数派であるが、減少している点は同じである。)¹。

筆者は、これまで、セミナーや著作物において、プライム市場の上場会社では、「遅くとも 2026 年頃」には監査等委員会設置会社が半数を超えるのではないかと予想を述べていた²。監査等委員会設置会社の数は、プライム市場でもまだ半数は超えていないが、2025 年中に超えてもおかしくない勢いである。

次なる予想としては、①上場会社全体においても監査等委員会設置会社が多数派になるということであるが、それよりも早く起こると予想しているものが、②プライム市場の上場会社において、監査役会設置会社がごく少数になる、すなわち、監査等委員会設置会社が圧倒的多数になるということであり、それは遅くとも 2027 年と見ている(2026 年であってもおかしくない、と保険を一応掛けておく。)

¹ 東京証券取引所「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」(2025 年 7 月 18 日)。全上場会社全では、3,801 社のうち、監査等委員会設置会社が 1,705 社(44.9%、前年比+84 社)、監査役会設置会社が 2,000 社(52.6%、前年比-115 社)、指名委員会等設置会社 96 社(2.5%、前年比+1 社)である。

² 例えば、拙稿「監査等委員会設置会社の現状と課題」東京株式懇話会会報 873 号(2025 年 1 月号)70 頁。

いわば「バスに乗り遅れるな」の勢いであり、「雪崩を打って」監査等委員会設置会社への移行が進むという予想であり、あっという間に(プライム市場では)監査役会設置会社が現在の指名委員会等設置会社と同様の状況になるかもしれないということである³。

それは、横並び意識の表れでもあるが、身も蓋もないことを言えば、監査役会設置会社が少数派となった以上、これからは、監査等委員会設置会社に「なぜ移行するのか？」というよりも、少数派の監査役会設置会社に「なぜ留まるのか？」という問いが監査役会設置会社に投げかけられることになると考えられ、そのような説明が必要となるくらいであれば、早いところ監査等委員会設置会社に移行した方が楽、ということでもある。

ところで、監査等委員会設置会社への移行のメリットについては、主に、(i)社外取締役の確保のしやすさ(社外監査役から監査等委員である社外取締役への横滑り)、(ii)社外取締役と社外監査役の重複感の解消(役員構成のスリム化)、(iii)業務執行の決定権限の執行側への大幅な委譲による取締役会の監督機能の強化と業務執行の機動性・迅速性の確保といったことが挙げられる。これに対し、3分の1以上の社外取締役を既に確保していたり、ある程度の権限委譲を進めていてそれ以上の委譲の必要性を感じていなかったりする上場会社にとって、これらのメリットは、あえて移行する手間を掛けるほどには魅力的に映らず、そのため、社内の検討結果として、移行はしないという結論になっていたのが実情であると理解している。

それは、監査役会設置会社が多数派であったこともあって、違和感なく通された結論であったことは否めず、監査役会設置会社が少数派となった現在はどうであろうか。移行をするための積極的なメリットに映り、また、そうであるからこそ、「多数派」が監査等委員会設置会社に移行しているという証左として利用することも可能なのではないのであろうか。

それに対し、もちろん、独任の監査役がいるという監査役制度・ガバナンス面のメリットから監査役会設置会社を選択し続けることが否定されるわけではなく、そのような上場会社も一定数あるであろう。しかし、少なくともプライム市場では、監査役会設置会社が過半数に満たない今となっては、そこに積極的な、独自のメリットを見出して監査役会設置会社のままでいる上場会社は多くないであろうというのが、筆者の見方である。

ちなみに、IPOを目指す上場会社は、監査役のみを置く会社が多いところ、上場準備の過程で、機関設計を監査役会、監査等委員会又は指名委員会等のいずれかを置く会社に変更することになる。そして、監査役会設置会社に移行しても、例えば、上場後、グロース市場からプライム市場に変更するに当たり、監査等委員会設置会社に移行することが想定されるのであれば、上場の当初から監査等委員会設置会社に移行しておくことも選択肢となり得る。すなわち、新規上場する会社の中でも、監査等委員会設置会社が多数派となる可能性がある。

II. 監査等委員会設置会社への移行の目的の検討の重要性

上記Ⅰ.のとおり、監査等委員会設置会社に移行する上場会社が今後続出すると予想されるが、移行の目的については、取締役会できちんと議論をする必要があることは言うまでもない。多くの上場会社が定時株主総会を終えて間もないタイミングではあるが、年明け頃から慌てて検討・判断するようなことがないよう、何のために、何を実現したくて移行し、又は移行しない(監査役会設置会社のままであり続ける)のか、それが自社のガバナンス体制として適したものであるかということを、今から検討しておくことが望ましい。

移行の主な目的は、上記Ⅰ.で述べたところと重複するが、図表1に掲げるものが考えられる。とりわけ重要な目的は、(iii)の決定権限の執行側への委譲による取締役会の監督機能の強化である。

³ もっとも、指名委員会等設置会社の数は、2025年は微増であるが、基本的に増加傾向にあり、したがって、減少傾向にある監査役会設置会社とは、その点において異なる。そのため、監査役会設置会社の数が指名委員会等設置会社の数よりも少なくなる可能性も否定はできない。

【図表 1】監査等委員会設置会社への移行の主な目的

(i) 社外取締役の増員・割合の増加	社外監査役から監査等委員である社外取締役への横滑り等による社外取締役の増員、取締役総数に占める社外取締役の割合の増加(特に過半数化)
(ii) 役員人数のスリム化・適正化	監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役という違いはあるものの、「取締役」に一本化することにより、役員の人数を、移行前の取締役と監査役の合計人数よりもコンパクトにして取締役会における議論をしやすくし、その実効性を確保すること
(iii) アジェンダ設定の見直しによる取締役会の監督機能の強化(ガバナンス強化)と業務執行の機動性・迅速性の確保	個別具体的な業務執行事項の決定権限の取締役会から執行側(業務執行取締役)への大幅な委譲と、それによる取締役会における監督に関する事項についての審議の充実化

取締役会の実効性評価のサポートをする⁴中でも、必ず指摘することになる課題が、(a)個別具体的な業務執行事項の取締役会の決議が多い、すなわち、取締役会から執行側への権限委譲を進めるべきである(取締役会の決議事項のスリム化)という点と、(b)経営戦略や経営課題といった会社の大枠・全社的な課題についての審議の時間をもっと増やすべきである(審議事項の充実化)という点である。両者は、取締役会のスリム化によって空いた時間をより大きなテーマについての審議の時間に充てるという裏腹の関係にあり、取締役会のアジェンダ設定の見直しという課題としてまとめることができる。

この点について、監査役会設置会社では、会社法上、重要な業務執行は、取締役会の専決事項とされており、執行側への委譲が認められていない(会社法 362 条 4 項柱書)。そのため、取締役会の決議事項のスリム化には限界がある。

これに対し、監査等委員会設置会社では、定款の定めさえ設ければ、取締役会の決議により、重要な業務執行の決定権限を執行側に委譲することができる(会社法 399 条の 13 第 6 項)。筆者の知る限り、監査等委員会設置会社である上場会社では、移行に当たっての定款変更において、必ず、当該定款の定めが設けられている(なお、当該定款の定めがない場合であっても、取締役総数の過半数が社外取締役であるときは、同様に決定権限の大幅な委譲が可能である。会社法 399 条の 13 第 5 項)。取締役会は、そのような大幅な権限委譲を行うことで、業務執行者に対する監督により専念することができる。

(独立)社外取締役が取締役総数の 3 分の 1 以上を占めることは、特にプライム市場の上場会社を中心に極めて一般的となっているが、その割合を更に高めて過半数とする⁵といった場合は、このような取締役会のアジェンダ設定の見直しが極めて重要となる。

そこで、図表 1 の(i)の取締役総数に占める社外取締役の割合の増加の目的と相まって、図表 1 の(iii)のとおり、アジェンダ設定の見直しのため、個別具体的な業務執行事項の執行側への大幅な権限委譲を目的として、監査等委員会設置会社に移行することが考えられる。

いずれの目的であるにしろ、機関設計の変更(をするかどうか)という重要な意思決定に当たり、取締役が、監査役会設置会社と監査等委員会設置会社との間の相違点⁶をよく理解した上で、その目的・意図について、取締役会において十

⁴ 取締役会の実効性評価については、拙稿のニュースレター「[「第三者を起用して行う取締役会の実効性評価のポイント」インタビューまで行う場合の着手のタイミングにも留意](#)」(2024 年 10 月 28 日))を参照されたい。

⁵ プライム市場の上場会社 1,622 社において、独立社外取締役を 3 分の 1 以上選任する上場会社は、98.8%(前年比+0.7pt)とほぼ全社であり、また、独立社外取締役を過半数選任する上場会社は、425 社(同+91 社)で 26.2%(同+5.9pt)と 4 分の 1 強を占め、今後も増加すると予想される(2025 年 7 月 14 日時点。[東京証券取引所「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」\(同月 18 日\)](#))。それに伴い、機関投資家も、議決権行使基準において、過半数の独立社外取締役の選任を求める傾向が強まるであろう。

⁶ 相違点は、多々あるが、主なものは、本文で述べた重要な業務執行の決定権限の委譲の可否のほか、監査等委員会は、監査等委員でない取締役の選任・解任・辞任及び報酬についての株主総会における意見陳述権を有し、当該意見の決定をその職務とする(法 399 条

分に議論を行うことが肝要である。また、そうすることによって、移行後に、「こんなはずではなかった」という事態になることをなるべく避けることも期待することができるであろう。

III. 移行に向けたスケジュールと移行に当たり検討すべき事項

1. 移行に向けたスケジュール

3月決算・6月総会の上場会社を念頭に置くと、監査等委員会設置会社に移行するためのスケジュールは、ある程度余裕をもって検討を行う場合のものとして、例えば、図表2のスケジュールが考えられる。

【図表2】監査等委員会設置会社への移行スケジュール(3月決算・6月総会の上場会社の場合)

～概ね年内	移行するかどうかを検討し、移行するという方向性について内定 新たな社外取締役(監査等委員「である」又は「でない」社外取締役)を選任する場合は、その候補者探し及び内定
1月～3月頃	監査等委員会設置会社への移行を正式決定・開示 移行後の役員人事(取締役会及び監査等委員会の構成)の検討・開示 定款変更案の検討・開示(適時開示)
3月～5月頃	取締役会規則、監査等委員会規則、内部統制システムの基本方針その他関連諸規程の改定案・制定案の検討 監査等委員会の組織体制・監査等基準の検討 内部統制システムその他ガバナンス体制の検討 移行後の取締役の報酬制度の検討
6月下旬	定時株主総会決議 取締役会決議 監査等委員会決議 登記手続

2. 監査等委員会設置会社への移行に当たり検討すべき事項

監査等委員会設置会社に移行することとする場合、移行に当たって検討すべき事項は多岐にわたるが、例えば、図表3に掲げた事項を検討することが考えられる。

なお、これらの事項は、必ずしも、監査等委員会設置会社にのみ当てはまるものではなく、監査役会設置会社及び指名委員会等設置会社にも当てはまるもの(すなわち、監査役会設置会社のままでも検討すべき事項)もある。もっとも、機関設計の変更という節目をきっかけにして、ガバナンス体制全般の見直しという観点から、これらの事項の見直し・強化をすることは、検討に値すると思われる。

の2第3項3号、342条の2第4項、361条6項)という、監査だけでなく監督の機能をも担っている点が挙げられる。

【図表 3】監査等委員会設置会社への移行に当たり検討すべき事項

① 取締役会の構成
■ 監査等委員「でない」取締役の人数(主に業務執行取締役の人数)及び監査等委員「である」取締役の人数をそれぞれ何名とし、取締役の総数を何名とするか ■ 社外取締役全体を何名・何割とするか ■ 監査等委員「である」社外取締役を何名とするか ■ 監査等委員「でない」社外取締役を置くか、置く場合、何名とするか ■ 監査役(社内・社外、常勤・非常勤)を取締役とするか、取締役とする場合、監査等委員「である」取締役と「でない」取締役のいずれにするか
② 監査等委員会の構成
常勤の監査等委員に関する事項 ■ 常勤の監査等委員を置くか、置く場合、何名とするか(移行前の常勤の監査役の人数と同じとするか) ■ 常勤の監査等委員を置かない場合、監査に必要な情報をどのようにして実効的に収集する体制とするか ■ 移行前に監査役会スタッフ(監査役の職務を補助する使用人)を置いていない場合、移行を機に、監査等委員会スタッフ(監査等委員会の職務を補助する使用人・取締役)を置くこととするか ■ 監査等委員会スタッフを置く場合、何名とするか、兼任・専属のいずれのスタッフとするか(特に、専属スタッフを置くか) 監査等委員会と内部監査部門との連携の在り方 ■ 内部監査部門を監査等委員会の直轄・直属組織とするか ■ 内部監査部門は社長の直轄・直属組織のままとしつつ、例えば、監査等委員会が内部監査部門に対する指揮命令権を有したり、内部監査部門スタッフ(特に、内部監査部門長)の人事に関与したり(監査等委員会が事前の同意権を有する、又は監査等委員会と執行側との間で事前の協議をする。)することとするか ■ 移行を機に、内部監査部門の体制(人数、年齢、資質・専門性等)について強化すべき点はないか
③ 取締役会のアジェンダ設定、業務執行の決定権限及び執行側の体制
■ 業務執行の決定権限を執行側にどの程度委譲するか、取締役会の決議事項をどのように設定するか ■ 取締役会の報告事項について見直すべき点はないか ■ 取締役会における審議を充実化すべき事項は何か ■ 執行側の意思決定プロセス(経営会議や社長の決裁権限の在り方等)について見直すべき点はないか ■ 特に、業務執行の決定権限の執行側への大幅な委譲を行う場合、執行側のリスク管理・リスク評価の体制について見直すべき点はないか

IV. おわりに

機関設計の変更については、他社動向や社外取締役の増員についての機関投資家及びコーポレートガバナンス・コードの要請といった外在的な要因があることは否めないが、当然ながら、その重要な意思決定における取締役会をはじめとする社内での検討が特に重要である。そして、取締役会の実効性評価の結果(タイミング的には、2024 年度の結果)も踏まえながら、2026 年の定時株主総会での対応を見据えて、早い段階からの検討が望ましい。

以 上

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 塚本 英巨 (hideo.tsukamoto_grp@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。